

役員改選について

<規約>

第 10 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 運営委員 20名以内
 - (4) 監事 3名
- 2 会長は、釧路商工会議所会頭とする。
 - 3 副会長、運営委員は、協議会の承認を得て、会長が会員の内から選任する。
 - 4 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。